

公立学校共済組合山口宿泊所宴会・会議・催事規約

令和7年7月1日制定

当施設では、宴会、会議、催し物（以下「宴会等」という。）に関するご契約並びに宴会場及び会議場（以下「宴会場等」という。）の利用については、以下のとおり定めておりますので、あらかじめご了承くださいますようお願い致します。

1 お取り決めの範囲について

当施設がお客様との間で締結する宴会等に関する契約及び宴会場等の利用については、この規約に定めるところによるものとし、この規約に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとさせていただきますようお願い致します。

2 本契約および仮契約の申込について

当施設に宴会等の本契約および仮契約の申込をしようとする場合、次に掲げる事項を当施設に申し出ていただきますようお願い致します。

- (1) 宴会等の主催者名及び法人名（団体名）
- (2) 宴会等の主催者又は法人（団体）の電話番号等連絡先
- (3) 宴会等の開催日、開催時間及び出席予定者数
- (4) 宴会等の内容
- (5) その他当施設が必要と認める事項

3 仮契約の条件について

当施設に宴会等の仮契約の申込をした場合は、次の条件のとおりとなりますので、ご了承ください。

- (1) 仮契約の期限は、申込の日より14日間にてお願い致します。
- (2) 仮契約の期限内に、本契約の申込が無い場合は、自動的に仮契約が無効となりますのでご注意ください。
- (3) 宴会等の開催日が明らかなでない場合は、候補日を2日間まで仮契約することが可能です。
- (4) 仮契約の期限内に、ほかの主催者または法人（団体）より宴会等の本契約の申込の申し出があった場合、当施設より相談をさせていただく場合がございます。
- (5) 仮契約の日が、開催日より21日以内の場合、仮契約を申し受けることはできませんのでご了承ください。
- (6) 当施設支配人が認めた場合、ここに掲げる仮契約の条件の一部を免除する場合がございます。

4 本契約および仮契約の成立について

宴会等の本契約および仮契約は、当施設が契約の申込を承諾したときに成立致します。なお、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当施設より別添の『宴会等承り書』の発行をもって、成立するもの致します。

- (1) 開催日が申込の日より6カ月以上前の場合。
- (2) 申込をする主催者若しくは法人（団体）のいずれも公立学校共済組合に属していない場合で、なおかつ出席予定者数が50名以上の場合。
- (3) 申込をする法人（団体）が公立学校共済組合に属していない場合で、なおかつ申込の日以前12カ月間に利用実績が無い場合。

- (4) 当施設が『宴会等承り書』の発行を必要と認める場合。
- (5) 申込の主催者もしくは法人（団体）が『宴会等承り書』を請求した場合。

5 当施設からの本契約および仮契約の取消しまたは締結拒否について

当施設は、次の掲げる場合において、宴会等の本契約および仮契約を取消しすること、または締結に応じないことがございます。

- (1) 宴会等の本契約を締結する主催者又は、その宴会等に出席する利用客に次に該当する者がいた場合。
 - ①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）
 - ②暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員
 - ③暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員
 - ④法令又は公序良俗に反する行為をなさる恐れがあると判断される者
- (2) 当施設の他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (3) 当施設若しくは当施設の職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- (4) 地震・台風・豪雪などの天災、伝染病の流行、施設の著しい故障などの理由により宴会等の営業が困難となったとき、もしくはそれが予測されるとき。
- (5) この宴会・会議・催事規約に違反したとき。

6 お客様からの本契約および仮契約の取消しまたは変更について

宴会等の本契約および仮契約については、お客様から当施設に通知していただくことにより取消しまたは変更をすることができます。なお、取消しまたは変更に伴う取消料を次のとおり申し受けさせていただきます。但し、当施設が認める天災等による取消しまたは変更の場合はこの限りではありません。

- (1) 開催日の 90 日前から 7 日前までの取消しまたは変更に伴う取消料
当施設が手配済みの看板、装花、記念品等の実費全額および会場代の 50%。食事代、飲物代は無償。
- (2) 開催日の 6 日前から前日午後 5 時までの取消しまたは変更に伴う取消料
当施設が手配済みの看板、装花、記念品等の実費全額および会場代の全額。10 名までの食事代は無償とするが、10 名を超えたときはその超過人数分の食事代全額。飲物代は無償。
- (3) 開催日の前日午後 5 時以降の取消しまたは変更に伴う取消料
当施設が手配済みの看板、装花、記念品等の実費全額および会場代ならびに食事代の全額。飲物代は無償。

7 宴会等の打合せについて

本契約から開催日の 7 日前までに次の事項について、面談、電話、ファックス、メールなどの方法を用いて当施設と打合せを実施致します。但し、本契約の日が開催日の 7 日以内の場合は、本契約と併せて打合せを実施致します。

- (1) 会合名称について
- (2) 会場等の配席について
- (3) 出席予定者人数について
- (4) 食事および飲物の予算ならびに内容について

- (5) 会合のタイムスケジュールについて
- (6) 当施設の器具備品の手配について
- (7) 看板、装花、記念品等の手配について
- (8) 宴会等の支払い方法等について
- (9) そのほか当施設が必要と認める事項について

8 宴会等の支払いについて

宴会等の利用に伴う代金は、当施設が発行する請求書に基づき次のとおり支払いを行っていただきますようお願い致します。

(1) 利用の単位が法人（団体）ではなく個人の場合

開催日当日に現金、クレジットカードまたは当施設が取扱う金券による支払い。

(2) 利用の単位が法人（団体）の場合

開催日当日に現金、クレジットカードまたは当施設が取扱う金券による支払い。若しくは、開催日より換算して 30 日以内に当施設が指定する銀行口座への振込（振込手数料はお客様の負担）または現金の持参による支払い。なお、開催日以降の支払いを希望の際は、当館が必要と認めた場合、法人（団体）の情報を求めるほか、当日の支払い若しくは一部入金を依頼する場合がございます。

9 直接ご依頼の業者に対する説明について

当施設の了解のもとにお客様が直接依頼された業者が行う諸事項（宴会等に関する装飾、余興等に使用する機器及び材料の搬入・搬出、看板等のサイズと取付方法の決定等）につきましては、当施設の美観、動線等を考慮し、一定のルールのもとに実施していただくよう、当施設より当該業者の方々にご指示を申し上げますので、これに従っていただくようお願い致します。

10 損害賠償について

お客様（お客様の側のすべての関係者を含む。）及びお客様がご依頼された業者の方々は、当施設の設備、什器備品等を破損したり、損傷したりすることのないよう十分にご注意ください。

もし、当施設の設備、什器備品等を破損又は損傷をしてしまった場合は、速やかに当施設に申し出ていただくとともに、その修復に関して当施設よりご指示を申し上げますので、その指示に沿って速やかに修理を行うか、又は損害賠償金をご負担くださいますようお願い致します。

11 禁止事項について

次に掲げる事項は、当施設において禁止事項となっておりますので、ご遠慮くださいますようお願い致します。

- (1) 盲導犬等の補助犬以外の犬、猫、小鳥その他愛玩動物、家畜類等の持込み
- (2) 発火又は引火性の物品の持込み
- (3) 悪臭を発するものの持込み
- (4) その他法令で禁止されている危険物の持込み
- (5) 賭博等風紀を乱す行為又は他のお客様のご迷惑になるような言動
- (6) 備付品の移動
- (7) 本契約時の使用目的以外の利用
- (8) その他法令で禁じられている行為

(別添)

宴会等承り書

区分	本契約 ・ 仮契約 ※1
契約日	20 年 月 日 ()

※1 仮契約の期限は契約日から 14 日間となります。

主催者名	
法人・団体名	
電話番号(主催者)	
FAX番号	
メールアドレス	

利用目的	会議 ・ 宴会
開催日	20 年 月 日 ()
開催時間	: ~ :
出席予定者数	名
予定会場 ※2	

※2 そのほかの宴会等の規模等により会場が変更となる場合があります。

内容 ※3	数量 ※3	金額 ※3	備考

※3 開催日までの打合せにより、内容、数量、金額などが変更となる場合があります。

公立学校共済組合山口宿泊所
セントコア山口
支配人 安田 智史

住所 山口市湯田温泉三丁目2番7号
電話：083-922-0811
メール：centyama@centcore.com
担当者：